

財産形成積立定期預金規定

1. (預入の方法等)

- (1) 財産形成積立定期預金(以下「この預金」といいます。)は、年 1 回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは 1 口 1,000 円以上とし、満期日の 1 か月前までとします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに取引の証として財産形成預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行するとともに、預入れの残高を 6 か月に 1 回以上通知します。

2. (預金の支払時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって計算します。ただし、契約期間が 3 年以上の場合には、満期日からさかのぼって 2 年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が 1 年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の利率によって利息を計算のうえ元金に組み入れます。

利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額については、その預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6 か月以上 1 年未満 | 上記 (1) の適用利率×50% |
| ③ 1 年以上 3 年未満 | 上記 (1) の適用利率×70% |

(4) この預金の付利単位は 1 円とします。

4. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店に提出してください。なお支払い元利金をあらかじめご指定の本人名義の預金口座へ振替または書替継続するときは、この契約の証の提出を省略することとします。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「財産形成預金共通規定」を参照ください。

以 上
(2020 年 11 月 2 日現在)